

農山漁村の再生及び産業の活性化に向けた 6次産業化支援対策の充実を求める意見書

近年の農林漁業、農山漁村を取り巻く環境は、長引く景気低迷や原油・飼料等の価格高騰による収益性の著しい低下などにより、生活を支えてきた産業が低迷するとともに、集落の急激な高齢化や後継者不足などにより集落機能の低下が懸念され、崩壊の危機にある。とりわけ口蹄疫により多大な被害を受けた本県においては、県を挙げて復興に向け取り組もうとしているものの、農畜産業だけでなく、関連産業も含め本県地域経済が受けた影響は大きく、地域全体が先の見えない深刻な状況に陥っている。

農林漁業は、食料や建築資材となる木材などを供給するほか、その営みを通じて、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止といった多面的な機能を発揮し、国民の生命、財産の維持・保全に貢献するなど大きな役割を担っている。また、本県で産出される農林水産物は、その算出額が全国でも上位に位置しており、全国でも誇れる資源を農商工連携をはじめとする今後の産業振興に生かすことに、県民も大きな希望と期待をよせている。

このような中、国においては、現在審議中の6次産業化法案（農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律案）によって、農業と第2次・第3次産業の融合等による農業・農村の雇用と所得の確保を全国的に推進しようとしているところであるが、食料・農業・農村基本計画の核となる6次産業化のための総合的な施策の構築に当たっては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 6次産業化に意欲的に取り組む農林漁業者に対し、起業やビジネス化に向けた取り組みを進めるため、税制、金融上の優遇措置を講ずること。
- 2 他産業の企業と地域農業者等とが連携し、農業生産の高度化や農産物の新しい付加価値を創出する取組に対する支援を充実させること。
- 3 食品関連企業等のニーズに対応した産地づくりのための農業者同士の連携などについて、県、市町村が関与する補助制度の構築により、地域に根ざした施策に対する支援を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	大島章宏様